

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 20 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の高等学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舍指導員で職務の級が一般職の職員の給与に関する条例別表第3のイ教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の2級又は1級のもものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(水産教育実習指導手当)</p> <p>第19条の3 水産教育実習指導手当は、県立の高等学校に勤務する教頭、教諭、助教諭、常勤の講師又は実習助手が、練習船に乗船し、水産教育実習の指導業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第19条の4 教育業務連絡指導手当は、県立の高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の高等学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舍指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(水産教育実習指導手当)</p> <p>第19条の3 水産教育実習指導手当は、県立の高等学校に勤務する<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭、常勤の講師又は実習助手が、練習船に乗船し、水産教育実習の指導業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第19条の4 教育業務連絡指導手当は、県立の高等学校又は特別支援学校に勤務する<u>指導教諭</u>、教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する<u>指導教諭</u>、教諭又は養護教諭</p>

務に従事したときに、支給する。 2 [略]	が、当該担当に係る業務に従事したときに、支給する。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 適用区分表(第2条関係)			別表 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
特別支援学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする 校長、教頭、教諭、助教諭、講師及び実習 助手	[略]	特別支援学校	(1) 教育に直接従事することを本務とする 校長、 <u>副校長</u> 、教頭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、助 教諭、講師及び実習助手	[略]
	(2) [略]			(2) [略]	
	(3) 校長、教頭、教諭、助教諭、講師及び 実習助手((1)に掲げる者を除く。)	[略]		(3) 校長、 <u>副校長</u> 、教頭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、 助教諭、講師及び実習助手((1)に掲げる 者を除く。)	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を	2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。)、 <u>副校長</u> 、教頭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定

占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。